

第11次鳥獣保護事業計画

平成24年 4月 1日から

平成29年 3月31日まで

5年間

宮 崎 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 目的と意義	1
(2) 方 針	1
① 指定に関する中長期的な方針	1
② 指定区分及び指定基準	2
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
① 鳥獣保護区の指定計画	5
1) 森林鳥獣生息地の保護区	5
2) 大規模生息地の保護区	5
3) 集団渡来地の保護区	5
4) 集団繁殖地の保護区	5
5) 希少鳥獣生息地の保護区	5
6) 生息地回廊の保護区	5
7) 身近な鳥獣生息地の保護区	5
② 既指定鳥獣保護区の変更計画	6
2 特別保護地区の指定	10
(1) 方 針	10
① 指定に関する中長期的な方針	10
② 指定区分及び指定基準	10
(2) 特別保護地区指定計画	11
(3) 特別保護地区の指定内訳	13
3 特別指定区域の指定	13
4 休猟区の指定	13
(1) 方 針	13
5 鳥獣保護区の整備等	14
(1) 方 針	14
(2) 整備計画	14
① 管理施設の設置	14
② 利用施設の整備	14
③ 調査、巡視等の計画	14
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	15
1 鳥獣の人工増殖	15
(1) 方 針	15
(2) 人工増殖計画	15
2 放鳥	15
(1) 方 針	15
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	16
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	17
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	17
(1) 希少鳥獣	17
(2) 狩猟鳥獣	17
(3) 外来鳥獣等	17
(4) 一般鳥獣	17
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	17
(1) 許可しない場合の基本的考え方	17
(2) 許可する場合の基本的考え方	18
(3) わなの使用に当たっての許可基準	19
(4) 許可に当たっての条件の考え方	19
(5) 許可権限の市町村長への委譲	19

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	19
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	19
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	20
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	20
3 学術研究を目的とする場合	20
(1) 学術研究	20
(2) 標識調査	22
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	22
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	22
(2) 鳥獣による被害発生子察表の作成	23
① 予察表	23
② 被害発生子察地図	24
③ 予察表に係る方針等	24
(3) 鳥獣の適正管理の実施	25
① 方針	25
② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	25
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	25
① 基本的な考え方	25
② 許可基準の設定方針	27
③ 許可基準	29
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	30
① 方針	30
② 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	30
③ 指導事項の概要	31
5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	33
(1) 許可基準	33
6 その他特別の事由の場合	34
(1) 許可基準	34
7 鳥獣の飼養登録	36
(1) 方針	36
(2) 飼養適正化のための指導内容	36
8 販売禁止鳥獣の販売許可	36
(1) 許可の考え方	36
(2) 許可の条件	36
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	37
1 特定猟具使用禁止区域の指定	37
(1) 方針	37
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	37
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	38
2 特定猟具使用制限区域の指定	39
(1) 方針	39
(2) 特定猟具使用制限区域指定計画	39
(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳	39
3 猟区設定のための指導	39
(1) 方針	39
4 指定猟法禁止区域	39
(1) 方針	39
(2) 許可の考え方	39
(3) 条件の間が方	39
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	40
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	40
2 実施計画の作成に関する方針	41

第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	4 1
1	基本方針	4 1
2	鳥獣保護対策調査	4 1
(1)	方 針	4 1
(2)	鳥獣生息分布等調査	4 2
(3)	希少鳥獣等保護調査	4 2
(4)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	4 2
3	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	4 3
4	狩猟対策基礎調査	4 3
(1)	方 針	4 3
(2)	狩猟鳥獣生息調査	4 3
(3)	放鳥効果測定調査	4 4
(4)	狩猟実態調査	4 4
5	有害鳥獣対策調査	4 5
(1)	方 針	4 5
(2)	調査の概要	4 5
第八	鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	4 6
1	鳥獣行政担当職員	4 6
(1)	方 針	4 6
(2)	設置計画	4 6
(3)	研修計画	4 6
2	鳥獣保護員	4 7
(1)	方 針	4 7
(2)	設置計画	4 7
(3)	年間活動計画	4 7
(4)	研修計画	4 7
3	保護管理の担い手の育成	4 8
(1)	方 針	4 8
(2)	研修計画	4 8
(3)	狩猟者の減少防止対策	4 8
4	鳥獣保護センター等の設置	4 8
(1)	方 針	4 8
5	取締り	4 8
(1)	方 針	4 8
(2)	取締り方法等	4 9
(3)	年間計画	4 9
6	必要な財源の確保	4 9
第九	その他鳥獣保護事業の実施のための必要な事項	5 0
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	5 0
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い	5 0
3	狩猟の適正管理	5 0
4	入猟者承認制度に関する事項	5 0
5	傷病鳥獣救護の基本的な対応	5 1
(1)	基本的な考え方	5 1
(2)	救護個体の取扱い	5 1
(3)	感染症対策	5 2
(4)	野生復帰	5 2
6	安易な餌付けの防止	5 3
(1)	方針	5 3
(2)	年間計画	5 3
7	感染症への対応	5 3

8 普及啓発 -----	5 4
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等-----	5 4
(2) 野鳥の森の整備-----	5 5
(3) 愛鳥モデル校の指定-----	5 5
(4) 法令の普及徹底-----	5 6

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画

宮崎県は、日向灘を流れる黒潮の恵みを受け、南北に伸びる多彩な海岸線と、九州中央山地などの緑豊かな険しい山々という地形の多様さと、降雪地帯と無霜地帯を有する気象の多様さを持ち、この豊かな自然の中に多くの野生の鳥獣が生息している。

これらの野生鳥獣は、それぞれ自然を構成する重要な要素の一つであるとともに、県民共有の財産であり、適切な保護と管理を図ることは、そこに住む人間が豊かな生活を営む上で欠かすことのできないものとなっている。

このため、本県では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下、「法」という。）第1条の目的を達成するため、同法第4条の規定により第11次鳥獣保護事業計画を以下のとおり定める。

第一 計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 目的と意義

知事が指定する鳥獣保護区（以下、「鳥獣保護区」という。）は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものとする。

(2) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第1次計画の実績が73箇所、32,368haであったが、第10次計画の実績では、108箇所、60,632haとなり、県土の8%を占めるに至っている。

第11次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するものとする。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に当たり関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内で極力長期間とするものとするが、自然環境の変化や野生鳥獣の生息状況、農林作物等への影響等が懸念される場合には10年程度とする。

なお、それ以外にも地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間、区域等の見直しを行うものとする。

2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮するものとする。

3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣保護又は鳥獣生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努めるものとする。

4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、法第35条第1項に基づく特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携するよう努めるものとする。

5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

- 6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努めるものとする。
- 7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保護区の指定に努めるものとする。
- 8) 既指定の鳥獣保護区の対処方針は以下のとおりとする。
 - ア 本計画中に期間満了となるものについては、原則として期間更新を行うものとする。
 - イ 農林作物への被害が甚大で、電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲等の手段によってもその被害の軽減を図れない場合は、保護区の縮小や廃止等の手だてを講ずるものとする。
 - ウ 縮小・解除を行う場合にあっては、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣が存在することが確認された場合は、慎重に対応するものとする。

② 指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るよう努めるものとする。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するため、次のような地域を対象とするものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から山地帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
 - ア) 天然林
 - イ) 林相地形が変化に富む地域
 - ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
 - エ) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、次のような地域を対象とするものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は10,000ha以上とするものとする。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を対象とし、集団渡来地の保護区を指定するものとする。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

- ア 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域
- イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を対象とし、集団繁殖地の保護区を指定するものとする。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、宮崎県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を対象とし希少鳥獣生息地の保護区を指定するものとする。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を対象とし生息地回廊の保護区を指定するものとする。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつけるなどにより、効果的な配置に努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域を対象とし身近な鳥獣生息地の保護区を指定するものとする。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既設鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所	59	53	箇所						
	面積	17,700ha	41,985	変動面積	ha					
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団渡来地	箇所		12	箇所						
	面積		7,837	変動面積	ha					
集団繁殖地	箇所		2	箇所						
	面積		1,807	変動面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		41	箇所						
	面積		9,003	変動面積	ha					
計	箇所		108	箇所						
	面積		60,632	変動面積	ha					

区 分		本計画期間に区域拡大する 鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する 鳥獣保護区						
		24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)
森林鳥獣生息地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇所												
	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所												
	変動面積	ha						ha					
計	箇所												
	変動面積	ha						ha					

区 分		本計画期間に解除又は期間満了 となる鳥獣保護区					計画期間中 の増減 *	計画終了時の 鳥獣保護区 **	
		24年度	25	26	27	28			計(E)
森林鳥獣生息地	箇所					1	1	△1	52
	変動面積	ha				△460	△460	△125	41,525
大規模生息地	箇所								
	変動面積	ha							
集団渡来地	箇所								12
	変動面積	ha							7,837
集団繁殖地	箇所								2
	変動面積	ha							1,807
希少鳥獣生息地	箇所								
	変動面積	ha							
生息地回廊	箇所								
	変動面積	ha							
身近な鳥獣生息地	箇所								41
	変動面積	ha							9,003
計	箇所					1	1	△1	107
	変動面積	ha				△460	△460	△460	60,172

注1 森林鳥獣生息地の鳥獣保護区の設定の目標の算定基礎

$589,702\text{ha} \times 1/10,000 = 59\text{箇所}$

$59 \times 300\text{ha} = 17,700\text{ha}$

2 * 箇所数については $B - E$ 、面積については $B + C - D - E$

3 ** 箇所数については $A + B - E$ 、面積については $A + B + C - D - E$

① 鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし
- 2) 大規模生息地の保護区
該当なし
- 3) 集団渡来地の保護区
該当なし
- 4) 集団繁殖地の保護区
該当なし
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし
- 6) 生息地回廊の保護区
該当なし
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				移動前の 面積 (ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積 (ha)			
平成24年度	森林鳥獣 生息地	祖母傾山	期間更新	4,358		4,358	24年11月1日から 34年10月31日まで		高千穂町 日之影町
	"	延岡	"	500		500	"		延岡市
	集団渡来 地	耳川下流	"	78		78	"		日向市
	森林鳥獣 生息地	三方界	"	2,875		2,875	"		椎葉村
	"	中崎	"	360		360	"		美郷町
	"	大藪	"	1,078		1,078	"		椎葉村
	"	南俣	"	162		162	"		国富町
	"	冷窪	"	138		138	"		宮崎市
	"	田野	"	370		370	"		宮崎市
	"	花ノ木	"	108		108	"		都城市
	集団渡来 地	一里崎	"	473		473	"		串間市
	森林鳥獣 生息地	白岩山	"	970		970	"		五ヶ瀬町
	集団繁殖 地	一ツ瀬川口	"	350		350	"		新富町 宮崎市
	身近な鳥 獣生息地	平和台	"	350		350	"		宮崎市
	集団渡来 地	高鍋・新富	"	1,170		1,170	"		高鍋町 新富町

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				移動前の 面積 (ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積 (ha)			
平成24年度	身近な鳥 獣生息地	荒平山	期間更新	65		65	24年11月 1日から 34年10月31日まで		宮崎市
	計	1 6箇所		13,405		13,405			
平成25年度	森林鳥獣 生息地	青鹿	期間更新	734		734	25年11月 1日から 35年10月31日まで		川南町
	”	新田	”	210		210	”		新富町
	”	綾県有林	”	637		637	”		綾町
	”	大平山	”	180		180	”		小林市
	”	佐土原	”	760		760	”		宮崎市
	身近な鳥 獣生息地	日南ダム	”	72		72	”		日南市
	”	広渡ダム	”	41		41	”		日南市
	”	恩賜県有林	”	220		220	”		西都市
	集団渡来 地	東延岡	”	1,709		1,709	”		延岡市
	”	妙見	”	12		12	”		延岡市
計	1 0箇所		4,575		4,575				
平成26年度	身近な鳥 獣生息地	城山西階地区	期間更新	690		690	26年11月 1日から 36年10月31日まで		延岡市
	集団繁殖 地	牧山	”	1,457		1,457	”		門川町
	森林鳥獣 生息地	不土野	”	758		758	”		椎葉村

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				移動前の 面積 (ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積 (ha)			
平成26年度	森林鳥獣 生息地	尾鈴山	期間更新	3,944		3,944	26年11月 1日から 36年10月31日まで		日向市 木城町 都農町
	集団渡来 地	一ツ瀬	〃	1,500		1,500	〃		西都市 西米良村
	身近な鳥 獣生息地	高岡小学校	〃	1		1	〃		宮崎市
	〃	四家中学校	〃	20		20	〃		都城市
	森林鳥獣 生息地	大八重	〃	664		664	〃		三股町
	〃	花立	〃	310		310	〃		日南市
	身近な鳥 獣生息地	鶉戸	〃	55		55	〃		日南市
	集団渡来 地	狼が鼻	〃	1,270		1,270	〃		日南市
	身近な鳥 獣生息地	築島	〃	100		100	〃		串間市
	森林鳥獣 生息地	本城	〃	115		115	〃		串間市
	〃	西方	〃	350		350	〃		串間市
	〃	スダノ尾	〃	271		271	〃		美郷町
	身近な鳥 獣生息地	国見ヶ丘	〃	15		15	〃		高千穂町
	〃	四季見原	〃	37		37	〃		高千穂町
	計	17箇所		11,557		11,557			

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				移動前の 面積 (ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積 (ha)			
平成27年度	身近な鳥 獣生息地	岩戸	期間更新	20		20	27年11月 1日から 37年10月31日まで		高千穂町
	”	高千穂峡	”	340		340	”		高千穂町
	森林鳥獣 生息地	下椎葉	”	240		240	”		椎葉村
	”	樋口山	”	783		783	”		西都市
	”	石堂山	”	1,804		1,804	”		西米良村
	身近な鳥 獣生息地	永田平	”	28		28	”		小林市
	森林鳥獣 生息地	去川	”	586		586	”		宮崎市
	身近な鳥 獣生息地	青島中学校	”	1		1	”		宮崎市
	”	関ノ尾母智丘	”	620		620	”		都城市
	”	二俣	”	9		9	”		都城市
	”	竹香園	”	124		124	”		日南市
	森林鳥獣 生息地	川中	”	794		794	”		綾町
	身近な鳥 獣生息地	日向椎葉湖	”	403		403	”		椎葉村
	森林鳥獣 生息地	芋ヶ八重・ 櫛野	”	500		500	”		木城町
計	14箇所			6,252		6,252			

年 度	鳥獣保護 区の種類	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変 更 理 由	備 考
				移動前の 面積 (ha)	移動面積 (ha)	移動後の 面積 (ha)			
平成28年度	森林鳥獣 生息地	日之影	期間満了	460	△460	0	28年11月 1日まで		日之影町
	”	三里川原	期間更新	973		973	28年11月 1日から 38年10月31日まで		延岡市
	”	二股	”	1,193		1,193	”		延岡市
	”	可愛岳	”	430		430	”		延岡市
	”	飯干	”	645		645	”		諸塚村
	”	双石山	”	1,776		1,776	”		宮崎市
	計	6箇所		5,477	△460	5,017			
合 計		63箇所		41,266	△460	40,806			

2 特別保護地区の指定

(1) 方 針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとし、指定された鳥獣保護区においては、下記の区分に従い、特別保護地区及び同地区内の法第29条第7項第4号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進めるものとする。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとするとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

② 指定区分及び指定基準

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上の地区を指定するよう努めるものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区を指定するよう努めるものとする。

- 3) 集団渡来地の保護区
渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区を指定するよう努めるものとする。
- 4) 集団繁殖地の保護区
保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区を指定するよう努めるものとする。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする
- 6) 生息地回廊の保護区
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区を指定するよう努めるものとする。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域を指定するよう努めるものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					
					24年度	25	26	27	28	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	27	7	箇所	3		1			4
	面積	4,198ha	1,964	変動面積	941ha		185			1,126
大規模生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団渡来地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
集団繁殖地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
生息地回廊	箇所			箇所						
	面積			変動面積	ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所			1			1
	面積		32	変動面積	ha		32			32
計	箇所		8	箇所	3		2			5
	面積		1,996	変動面積	941ha		217			1,158

区 分		本計画期間に区域拡大する 特別保護地区						本計画期間に区域縮小する 特別保護地区					
		24年度	25	26	27	28	計(C)	24年度	25	26	27	28	計(D)
森林鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
大規模生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
生息地回廊	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇 所												
	変動面積	ha						ha					
計	箇 所												
	変動面積	ha						ha					

区 分		本計画期間に廃止又は期間満了にあ たる特別保護地区（再指定も含む）						計画期間中 の増減	計画終了時の 特別保護地区
		24年度	25	26	27	28	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇 所	3		1			4		7
	変動面積	941ha		185			1,126	ha	1,964ha
大規模生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
集団渡来地	箇 所								
	変動面積	ha							
集団繁殖地	箇 所								
	変動面積	ha							
希少鳥獣生息地	箇 所								
	変動面積	ha							
生息地回廊	箇 所								
	変動面積	ha							
身近な鳥獣生息地	箇 所			1			1		1
	変動面積	ha		32			32		32
計	箇 所	3		2			5		8
	変動面積	941ha		217			1,158	ha	1,996ha

算定基礎

森林鳥獣生息地の特別保護地区の設定の目標

(森林鳥獣生息地の数) 箇所 = $53 \times 1/2 = 27$ 箇所

(森林鳥獣生息地の面積) 面積 = $41,985\text{ha} \times 1/10 = 4,198\text{ha}$

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	指定面積 ha	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	祖母傾山	4,358	24年11月1日から 34年10月31日まで	548	24年11月1日から 34年10月31日まで			再指定
	〃	三方界	2,875	〃	288	〃			〃
	〃	大藪	1,078	〃	105	〃			〃
	計	3箇所	8,311		941				
平成26年度	森林鳥獣生息地	尾鈴山	3,944	26年11月1日から 36年10月31日まで	185	26年11月1日から 36年10月31日まで			再指定
	身近な鳥獣生息地	築島	100	〃	32	〃			〃
	計	2箇所	4,044		217				
合 計		5箇所	12,355		1,158				

3 特別保護指定区域の指定

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努めるものとする。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めることにより、合理的な保護措置を図るものとする。

4 休猟区の指定

(1) 方針

① 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区を検討するものとする。

② 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

③ 休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

④ 休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者及び住民等の理解が得られるように留意するものとする。

⑤ 指定期間は原則として、3年間とするものとする。

⑥ 狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は特定鳥獣保護管理計画に基づき法第14条第1項に基づく休猟区における特定計画の対象鳥獣（以下、「特定鳥獣」という。）の狩猟が行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

⑦ 上記の状況が生じた場合、必要に応じて指定するものとする。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。
- ② 鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての利用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、利用施設の整備に努めるものとする。
- ③ 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。
- ④ 保全事業の実施については、対象区域の管理者、関係機関や関係する計画と調整を図り、必要に応じて検討していくものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量
標識類の整備												
・制札	16	136本	10	57本	17	85本	14	89本	5	58本	62	425本
・案内板	8	35基	2	20基	2	4基	—	—基	—	—基	12	59基

② 利用施設の整備

野鳥誘致と繁殖を図るため、次の事項により保護施設を設けるものとする。

- 1) 巣箱は、小中学校等の協力により、身近な鳥獣生息地の保護区に設置するものとする。
- 2) 野鳥の好む実のなる木については、次の10種類を対象に、関係機関と連携し植栽するものとする。

樹種名：クロガネモチ、マメツゲ、センリョウ、ツバキ、サザンカ、ナンテン、ムラサキシキブ、クルメツツジ、サツキ、ピラカンサ

(第6表)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		計	
	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量	実施箇所	数 量
その他の施設等の整備												
・巣箱	2	10個	3	15個	7	35個	8	40個	10	50	30	150個
・実のなる木	2	200本	3	300本	7	700本	8	800本	10	1,000	30	3,000本
・給餌台	2	2基	3	3基	7	7基	8	8基	10	10	30	30基
・給水施設	2	2基	3	3基	7	7基	8	8基	10	10	30	30基

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
管理員等	箇所数	14	14	14	14	14	延べ 70
	人数	14人	14人	14人	14人	14人	延べ 70人
管理のための調査の実施		集団渡来地12箇所及び集団繁殖地2箇所の鳥獣保護区について、調査及び巡視を行う。					

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

- ① 本計画中の人工増殖については、ニホンキジの生産を主に行い、県内の放鳥計画に対応できる生産体制を整備するとともに、優良種の生産確保のため、必要に応じ種鳥の更新を図るなど健全なニホンキジの人工増殖に努めるものとする。
また、コシジロヤマドリの計画的な放鳥をめざし、繁殖技術の普遍化を図るものとする。
- ② 捕獲が禁止されているヤマドリ（メス）、ウズラ等については、狩猟による捕獲数や出会い調査等から生息数等を勘案し、必要に応じて人工増殖を検討するものとする。
- ③ 絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護繁殖を図る必要があると判断されたものについては、人工増殖のあり方について検討するものとする。

(2) 人工増殖計画

(第8表)

年 度	希 少 鳥 獣 等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実 施 方 法	鳥獣名	指 導 方 法	
平成24年度 ～ 平成28年度	コシジロ ヤマドリ	県内自生地での計画的な放鳥をめざして、研究機関・生産者と連携し、繁殖技術の普遍化を図る。 生産羽数：20羽／年	ニホンキジ	生産者に巡回個別指導（健全鳥の歩留率の向上、飼料の合理化、野生化訓練、近親交配の回避）を行う。 生産羽数：1,600羽/年	

2 放鳥

(1) 方針

- ① 放鳥する鳥類の種類はコシジロヤマドリ及びニホンキジとし、放鳥数については原則として第9表のとおりとするが、実施に当たっては人工増殖の状況を勘案して設定するものとする。
- ② 放鳥は、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区、休猟区等の生息適地を対象とし、野生化訓練をしたキジの幼鳥（雄雌各90日～120日雛）を鳥獣保護区等1か所当たり原則として50羽以上を標識を装着して放鳥するものとする。
- ③ 放鳥に当たっては、必要に応じて対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査の実施に努めるものとする。
- ④ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生馴化などの事業の効果を高めるための取組を行うものとする。
- ⑤ 放鳥する鳥類は、生息地や餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであるものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のニホンキジ及びコシジロヤマドリ等を生育する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、放鳥事業の一時的な見合わせの必要性を検討するものとする。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥するものとする。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)	箇所数	放鳥数(羽)
コシジロ ヤマドリ	鳥獣保護区			1	20	1	20	1	20	1	20
	休 猟 区										
	そ の 他										
	計			1	20	1	20	1	20	1	20
ニホンキジ	鳥獣保護区	10	1,000	10	1,000	10	1,000	10	1,000	10	1,000
	休 猟 区										
	そ の 他	6	600	6	600	6	600	6	600	6	600
	計	16	1,600	16	1,600	16	1,600	16	1,600	16	1,600

(第10表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽	委託羽	購入羽	その他羽
コシジロ ヤマドリ	20			20			20			20			20		
ニホンキジ		1,600			1,600			1,600			1,600			1,600	

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

県が作成したレッドリストに記載されている鳥獣については、適切な保護管理のため、関連する調査等を通じ生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、宮崎県知事による適切な捕獲許可（学術研究の目的に限る。）、鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、県が作成したレッドリストや関係機関及び狩猟者等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等の把握に努め、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、必要に応じて対象種を定め、休猟区の指定、捕獲等の制限により狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう努めるものとする。ただし、狩猟鳥獣のうち外来鳥獣については、(3)に準じた管理を図るものとする。また、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣であるイノシシ、シカについては、狩猟を活用しつつ、特定計画の策定及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

外来鳥獣の適切な管理のため、関係機関及び狩猟者等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努め、農林水産業又は生態系等に被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を促進し被害の防止を図るものとする。特にアライグマについては、大分県において生息が確認されており、今後、本県への進入・定着の恐れがあるため、市町村及び猟友会等の関係団体と連携し、情報の収集を行うとともに、生息が確認された場合には、その被害防止に努めるものとする。

また、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）についても、当該地域において必要に応じ外来鳥獣に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣並びに外来鳥獣等以外の鳥獣については、適切な保護管理のため、関係機関及び狩猟者等からの情報収集、関連する調査等を通じ生息状況等の把握に努め、分布動向、地域個体群の極端な増減、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生の状況を踏まえ、必要に応じ希少鳥獣及び狩猟鳥獣に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的な考え方及び方針は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりこれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取は許可しないものとする。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

4) 養殖している鳥獣の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

5) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等をする場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期を勘案して、クマ類の錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ クマ類（本県レッドリストでは絶滅と判断。以下同じ）の捕獲を目的とする許可申請の場合
箱わなに限る。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定及び見回り等について付するものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付するものとする。

(5) 許可権限の市町村への移譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可等に係る事務の一部を市町村長に移譲している。

このため、特定鳥獣保護管理計画との整合等、制度の円滑な運営、法、規則、国の基本指針、鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び許可事務の執行状況報告が行われるよう市町村を指導するとともに、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要となる場合には、市町村との連携を図り、県において許可を行うなど制度の合理的な運用により、申請者に手続き上過度の負担を課すことのないよう配慮するものとする。

また、今後、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある個体群についての捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合等、移譲後に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村において十分な体制整備等が図られるよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

① 捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

② 狩猟犬による事故防止のため、適正なしつけ及び訓練を行い、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼすことのないよう徹底した管理について狩猟犬の管理者へ指導するものとする。

特に、狩猟期間終了後においては、迷い犬となり、放置される事例も見受けられることから、探索や回収を徹底して行うとともに、狩猟犬の所有者の住所、氏名、番号等を明記した首輪を付けるなどの対策を講じるよう指導を図るものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請者に対し、捕獲の可能性のある外来鳥獣も含めて捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲を図るものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可基準

(第11表)

捕獲の目的	許可	許可基準						備考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 ①法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。 ②殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ①殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ②個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 ③電波発信機足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するように努めること。	

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可基準

(第12表)

捕獲の目的	許可	許可基準					備考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
標識調査	知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、わな、網又は手捕とする。	

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

近年、中山間地域において、イノシシ、シカ、サルなどの獣類による農林業被害の発生が顕著になっている。一方、都市部においては、カラス類、ドバト、ムクドリなどによる生活環境被害の発生が増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、農林業水産業の振興及び生活環境保全のため、鳥獣被害の発生について予察するとともに、関係諸機関との連携強化により、効果的な被害防除対策を推進するものとする。

なお、予察捕獲については、常時有害鳥獣捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

また、植生の減退や在来種の圧迫、在来鳥獣との交雑等により生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあると認められる外来鳥獣については、有害鳥獣捕獲の対象として必要な措置を講ずるものとする。

有害鳥獣の捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、あわせて関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防止対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

なお、捕獲以外の被害防除対策として、電気柵、防護柵、住民参加型の追い払いなどを実施したり、さらに、人が排出する生ごみ等への依存が、鳥獣による被害等の誘因となっていることにかんがみ、被害等の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図るものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

第10次鳥獣保護事業計画期間内における有害鳥獣の捕獲の実績等を基にして、被害を及ぼした鳥獣被害農林作物等の状況、鳥獣生息状況等を勘案して作成した。なお、今後状況等に変更があれば、新たに検討を加え、予察表を完備するものとする。

(第13表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発地域				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
イノシシ	水稻、芋類、野菜類 栗、飼料作物、椎茸 筍、果樹、柑橘類、 トウモロコシ、大豆	←															→	県下全域
シカ	造林木、水稻、椎茸 栗、筍、飼料作物、 果樹、花卉、大豆	←															→	高千穂町、日之影町 五ヶ瀬町、延岡市、 日向市、門川町、 美郷町、諸塚村、 椎葉村、西都市、 新富町、西米良村、 木城町、川南町、 都農町、宮崎市、 国富町、綾町、 小林市、えびの市、 高原町、都城市
ノウサギ	水稻、芋類、野菜類 飼料作物、造林木	←															→	宮崎市、小林市、 高原町、都城市
サル	椎茸、穀物類、芋類 筍、水稻、果樹、栗 柑橘類、野菜類、生 活環境	←															→	高千穂町、日之影町 延岡市、日向市、 門川町、美郷町、 椎葉村、西都市、 新富町、西米良村、 木城町、川南町、 都農町、宮崎市、 国富町、綾町、 小林市、都城市、 三股町、日南市、 串間市
タヌキ	飼料作物	←															→	美郷町、木城町、 宮崎市、国富町、 綾町、高原町、 三股町

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
カラス類	飼料作物、家畜飼料 タバコ、水稲、果樹 畜産物、農業施設、 トムモロコシ、野菜 類、柑橘類、芋類、 生活環境	←												→	県下全域
ドバト	飼料作物、家畜飼料 野菜類、水稲、工場 等施設、生活環境	←												→	延岡市、日向市、 高鍋町、新富町、 川南町、都農町、 宮崎市、国富町、 綾町、小林市、 えびの市、高原町、 都城市、三股町
ヒヨドリ	柑橘類、果樹、野菜 類								←				→	延岡市、高鍋町、 川南町、都農町、 宮崎市、国富町、 綾町	
マガモ	水稲、野菜類	↔												新富町	
カルガモ	水稲、野菜類、飼料 作物	←			→				←				→	延岡市、日向市、 木城町、串間市	
スズメ	水稲	←							→					延岡市、日向市、 門川町、宮崎市、 国富町、都城市、 日南市	
ゴイサギ	養魚					←							→	都城市	
各種鳥類	航空機	←											→	宮崎市(宮崎空港内) 新富町(航空自衛隊 新田原基地内)	

② 被害発生予察地図

有害鳥獣の捕獲の実績等を勘案して作成するものとする。

③ 予察表に係る方針等

予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対処するものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

シカ、サルなどの特定の鳥獣については、生息状況及び加害の実態を把握するとともに、生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者を含めて長期的な見通しに立った検討を行い、狩猟を含む個体数管理の実施等鳥獣の適正な管理に努めるものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第14表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ドバト ヒヨドリ スズメ類 サギ類 カワウ ムクドリ	平成24年度 ～ 平成28年度	防除に関する資料の収集を行い、この内容を分析した結果についての情報を各地区有害鳥獣対策協議会等関係者に提供し、検討会を開催する。 また、関係者からの被害実態についての意見を参考とし、防除方法の現地適応化に係る調査方法が選定されれば、市町村及び地区有害鳥獣対策協議会等の協力を得て実施する。	検討会は西白杵支庁及び各農林振興局単位で年1～2回行う。
シカ サル	平成24年度 ～ 平成28年度	① モニタリング調査（生息状況等把握又は分布調査） ② 被害状況調査 ③ 被害防除対策調査 ④ 検討委員会の実施 ⑤ 特定計画の見直し ⑥ 管理実施体制の見直し・協力依頼 ⑦ 毎年特定計画見直し、フィードバック	保護管理検討委員会を年1～2回程度実施する。
イノシシ カラス類	平成24年度 ～ 平成28年度	① 分布調査 ② 被害状況調査（被害レベルの測定） ③ 被害防除対策調査・検討 ④ 検討委員会の実施	検討委員会を年1～2回程度実施する。

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記「2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定」に加え次のとおりとする。

① 基本的考え方

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

対象とする鳥獣は、狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、ドバト、ノヤギ等）とし、それ以外の鳥獣については、被害が生じることは希であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による防除方法を検討した上で許可するなど、慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可については、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ただし、宮崎県においては、有害鳥獣捕獲の対象とする鳥獣の捕獲許可に係る事務は、市町村長が行うこととしているが、関係法令はもとより、本計画に従い、適切に事務が遂行されるよう指導するものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、①1) で示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの根絶のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、①1) で示した鳥獣の中でもシカ、ニホンザル、イノシシの特定鳥獣保護管理計画が作成されている鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘察し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定鳥獣保護管理計画の対象地においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

4) 特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整との関係

特定鳥獣保護管理計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として「特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握するなどして、特定鳥獣保護管理計画における捕獲目標数等との整合性を図るものとする。

② 許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等及び採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者

ア 原則として被害等を受けた者、被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣が定める法人」をいう。以下同じ。）とする。

なお、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人にあつては、原則として各市町村で編成された有害鳥獣捕獲班員とするが、次の場合は、この限りではない。

(ア) 航空機の航行障害に係る捕獲を実施する場合

(イ) 森林管理署が自ら経営管理する国有林野及び官行造林地等において捕獲を実施する場合

(ウ) 狩猟免許を受けていない者でも許可を受けられる場合としてウの各号に定める場合

(エ) 集落ぐるみでの被害防止対策が行われ、かつ、地域の関係者と十分な調整が図られた集落において、わなによる捕獲を行う場合

イ 銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であつて、一定の経験を有し、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。

なお、それぞれの経験年数については、捕獲班員の要件による。ただし、ア(ア)～(ウ)に係る許可対象者にあつては、この限りではない。

ウ 狩猟免許を受けていない者であっても、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次の場合は許可することができるものとする。

(ア) 住宅等の建物内における被害防止の目的で当該建物内、敷地内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りによりアライグマ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合及び同時に鳥類の卵の採取を行う場合

(イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内で囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合

エ 法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含む事ができるものとする。

なお、この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するとともに、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示し、併せて従事者の台帳を整備するよう指導するものとする。

また、当該法人は、実施に当たって猟友会等地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(イ) 建築物や電柱等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、あわせて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害の防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期 間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とし、第15表のとおりとする。ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りではない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規程に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区 域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等鳥獣の潜んでいる区域を含めて対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。

また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、都道府県間の連携を図るものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可の慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。さらに、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方 法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を探り、結果として被害等の発生を遠因させることのないよう指導を行うものとする。

③ 許可基準

有害鳥獣捕獲についての許可基準については、原則として次表のとおりとするが、その運用に当たっては前項②許可基準の設定方針を踏まえること。

(第15表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等
		方法	区域	時期	日数	1回当り捕獲羽(頭)数	許可対象者	
市長	イノシシ	(1)従来の捕獲実績を考慮するなど最も効果的な方法で行う。 (2)空気銃による捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りではない。	有害鳥獣の生息状況等を勘案のうえ、各市町村ごとに被害の発生している区域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。 なお、被害等が複数の市町村に跨って発生する場合には、県において一括して許可を行うなど、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に実施できるよう関係市町村と連携を図ることとする。 ※鳥獣保護区等の捕獲禁止区域における許可区域の設定については、慎重に取り扱うものとする。	(1)原則として、被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる必要最小限の期間とする。 なお、狩猟期間中及びその前後15日間は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがないように、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分審査する等適切に対応するものとする。 (2)鳥類の繁殖期に支障がある場合は、その区域における許可を避けるものとする。	原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数	(1)国及び地方公共団体 (2)法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人 (3)被害等を受けた者から依頼された個人 (4)被害等を受けた者	水稲、芋類、野菜類、栗、飼料作物、椎茸、果樹、柑橘類、トウモロコシ、大豆等
	シカ				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		造林木、水稲、椎茸、栗、飼料作物、果樹、花卉、大豆等
	ノウサギ				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数とするが原則40羽以内		水稲、芋類、野菜類、飼料作物、造林木等
	サル				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		椎茸、穀物類、芋類、飼料作物、果樹、栗、柑橘類、野菜類、生活環境等
	カラス類 ドバト				原則90日以内	加害状況に応じ必要頭数		各種農林作物・諸施設、果樹、家畜飼料、飼料作物、生活環境等
	カワウ				原則90日以内	加害状況に応じ必要羽数		稚魚、建築物等の汚染等
	鳥獣の卵の採取				加害状況に応じ必要日数	加害状況に応じ必要個数		生活環境等、建築物等の汚染等
市町長 知事	その他 の鳥獣			原則30日以内	加害状況に応じ必要頭(羽)数		各種農林作物、柑橘類、野菜類、水稲、飼料作物、生活環境等	

留意事項

1 銃器を使用する場合

- (1) 第1種銃猟による捕獲を行う場合は、原則として散弾銃とするが、地理的条件等により真にやむを得ないと判断され、その安全性等の確保並びに警察及び関係行政機関等を含めた地域における合意形成がなされた場合には、この限りではない。
なお、その場合であって、ライフルを使用する場合の対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルに限る。
- (2) 銃器による捕獲を行う場合は、安全性、効率性等を考慮し、複数名以上の共同捕獲で実施すること。
- (3) 許可区域内であっても、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年3月10日法律第6号)第3条の13、法第38条、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域においては、銃の使用をしてはならない。

2 銃器以外の場合

- (1) 銃器以外で、わなによる捕獲を行う場合は、「2(3)わなの使用に当たっての許可基準」のほか、設置個数については、原則として、1申請当たり、くくりわなの場合は捕獲作業員1人に対し30個まで、箱わな、囲いわなの場合は、1日に見廻り等管理が可能な基数とし、必ず1日1回以上の見回りを条件として付すること。
- (2) 許可区域内であっても、原則として、規則第7条第1項ハからチまでに掲げる区域においては捕獲を許可しないものとするが、その区域において捕獲を実施しなければ、鳥獣による被害の防止が図れないと判断される場合等、特別の事由がある場合には、許可の条件として付した上で許可するものとする。

3 捕獲等又は採取後の処置

原則として、「2(7)捕獲物又は採取物の処理等」によることとするが、地域の有効な資源として活用される場合は、この限りではない。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止することにより、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び生物多様性の確保に資することを目的とし、有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、市町村ごとに有害鳥獣対策協議会（以下「市町村協議会」という。）を設置し、有害鳥獣捕獲班を編成するものとする。

市町村協議会は、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会代表者等で構成し、関係者間の連携強化を図るものとし、特に、関係市町村においては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制の整備を図るものとする。

また、捕獲従事者の減少、高齢化等により十分な捕獲体制の確保が困難な場合や、被害が甚大で捕獲班による捕獲のみでは対応が困難な場合などについては、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）を組織し、捕獲班との連携を図るものとする。その際、従来の取り組みに加え、市町村又は農林漁業関係団体の職員等を新たな担い手として育成する取組も同時に推進するものとする。

なお、捕獲従事者等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出勤が可能な者等が隊員として編成されるよう配慮するものとし、捕獲班等において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

さらに、当該市町村内では捕獲班等の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊の編成や隣接する市町村の捕獲従事者への派遣要請など、市町村間で連携し捕獲従事者の確保に努めるものとする。

② 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	県下全域	
シカ	県下全域	
サル	県下全域	
カラス類	県下全域	
ドバト	県下全域	
その他鳥獣	被害の発生が予想される県内一円	

③ 指導事項の概要

1) 捕獲班の編成に当たっての指導

各市町村協議会において、捕獲班を編成する場合は、以下の基準によるものとする。

ア 捕獲班の編成

- a 各市町村内に、捕獲の対象となる区域、対象鳥獣、被害面積、1班当たりの捕獲範囲等を勘案し、それぞれ地域の実情に応じ、捕獲に対応できる捕獲班を編成するものとする。
- b 班員は、イの要件を備える者であって、作業の効率性及び事故防止等の安全面等を考慮し最低3名以上で1班とし、それぞれ各班には班長を置くものとする。ただし、鳥専属の捕獲班等において、高度で専門的技術を要し1班当たりの人数の確保が困難な場合等、真にやむを得ない場合にあっては、この限りではない。
- c 国有林における管理担当者及び法人の行う有害鳥獣の捕獲についても、捕獲班を編成し、班長（代表者）を置くよう指導するものとする。

イ 捕獲班員の要件

- a 捕獲に用いる猟法に係る狩猟免許を所持していること。
- b 有害鳥獣捕獲に伴う事故等により他人に生じた損害に対し、規則第67条第2項に定める要件を満たしている者であること。
- c 捕獲に関する経験として、従事する年度から過去5年（ただし当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年）以内に、銃を使用する班員は3年以上、わな又は網により捕獲を行う班員は1年以上、県の狩猟者登録を行い狩猟の経験を有し、技術の秀れている者であるものとする。
ただし、各市町村協議会において真にやむ得ないと認められた場合は、この限りでない。
- d 被害区域の市町村内に住所を有している者であるものとする。ただし、市町村の境界を越えた広域の捕獲班として編成された捕獲班及び他の市町村等から派遣要請を受け、その必要があると認められる場合等については、この限りでない。
- e 有害鳥獣の捕獲の趣旨を理解し、必要なときにいつでも従事できる者であるものとする。

2) 許可に当たっての指導

ア 班長又は代表者

- a 事前に被害の状況及び現地の地形、捕獲方法等について十分な調査を行い、適切な捕獲計画を作成するものとする。
- b 作成した捕獲計画に基づき、捕獲従事者と十分な打ち合わせを行うなど事故及び錯誤捕獲等の防止に万全に期するものとする。
- c 捕獲従事者との打ち合わせ内容については、捕獲班員又は従事者に対し、指示書を交付するなど周知の徹底を図るとともに、捕獲従事者である旨を表示した腕章をつけさせるものとする。
- d 許可期間中においては常に捕獲依頼者等との連絡を保持することにより被害状況等を把握し、捕獲の時期を失することのないよう努めるとともに、事故及び違反のないよう捕獲班員を指揮・監督するものとする。
- e 捕獲に係る狩猟秩序の維持並びに事故及び違反の防止のため、捕獲の実施日以外は許可証を一括して保管するものとする。
- f 捕獲班員又は従事者から、実施状況等の報告があった場合には、必要に応じて内容の確認を行い、許可者及び関係地区住民へ報告するとともに、許可証又は従事者証の返納があった場合は、内容を精査の上、取りまとめて許可者へ返納するものとする。

イ 捕獲班員又は従事者

- a 捕獲にあたっては、捕獲計画を熟読の上、班長又は代表者の指示に従うこと。
- b 捕獲の現場においては、許可者から交付された許可証又は従事者証及び指示書を常に携帯し、腕章を装着するとともに、指示書等に記載された区域、期間、方法、頭数、捕獲後の処理方法等について遵守するものとする。

ウ その他安全等に関する指導

- a 銃器による捕獲を実施する場合は、捕獲効率の向上と安全面等を考慮し、1回当たりの実施は複数名以上の編成で実施するものとする。
- b 捕獲の実施にあたっては、実施日等について事前に許可者に報告するとともに、関係する地域の住民等へ周知を図るものとする。
なお、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズン、人の入り込みが多い場所等は極力避けて実施するものとするが、被害の状況等からこれらの場所、日程で実施することがやむを得ない場合は、実施する区域を特定するとともに、市町村の広報や防災無線等を活用し、相当の期間を設けて周知を徹底し、事故の防止に万全を期するものとする。
- c 捕獲区域内において人の入り込みが想定される場所などに捕獲区域、期間等を明示した看板等を設置し、地区住民のみならず一般の入り込み者に対しても明確に周知が図れるよう対処するものとする。
- d 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

3) 報 告

- ア 違反及び事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告するものとする。
- イ 捕獲した鳥獣等については、捕獲場所、捕獲頭（羽）数等を報告するものとする。

5 特定鳥獣保護事業計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき都道府県知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

(1) 許可基準

(第17表)

捕獲の目的	許可	許可基準						備考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整	知事	原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。	特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数	①特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。 ②捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。 ③狩猟期間中及びその前後の許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。	特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることはできない。ただし、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。空気銃を使用する捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については、その使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況においては、この限りではない。	捕獲個体毎に捕獲場所、性別、体長、妊娠状況等の個体データについて、収集に努めるものとする。	法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないこと。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 許可基準

(第18表)

捕獲の目的	許可	許 可 基 準						備 考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
傷病により保護を要する鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
公共施設等における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらのものから依頼を受けた者。	必要最小限の種類及び数	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		

捕獲の目的	許可	許 可 基 準						備 考
	権者	許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
愛玩飼養		愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。						
養殖鳥の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕		
鵜飼漁業	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。		
その他特別な事由	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。						

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し、確認した上で行うものとする。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うものとする。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- ④ 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、これまで捕獲の許可が1世帯1羽であったことを踏まえ、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないよう、複数羽の更新を認めないものとする。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

飼養の適正化については、各市町村、関係民間団体等と連携し、県公報や県庁ホームページ、各広報紙等を利用しながら周知徹底を図るものとする。

また、県、警察、各市町村、鳥獣保護員等により、狩猟取締りと併せ、巡回指導等を強化し、適切な管理が行われるよう指導するものとする。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可をするものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟禁止区域は、市街地や団地など人口密集地に近く、住民と狩猟者が接する機会が多い地域や海岸・公園など銃猟による事故発生の危険が高い地域について指定してきたが、法律の改正により「銃猟禁止区域」が「特定猟具使用禁止区域」に名称変更となり、合わせて本計画から特定猟具使用禁止区域の中でわな猟に伴う危険を予防するための区域も指定できることとなった。

本計画においては、都市化の進行等により事故発生率の危険が高い地域について、住民からの要請があった場合は、区域指定を随時検討するものとする。

なお、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域の対象とするものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のための利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第19表)

		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に新設する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(B)	24 年 度	25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	61	箇所												
	面積	ha 18,598	変動 面積												

		本計画期間に減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														61
	面積														ha 18,598

注：* 箇所数については(B)-(E)、面積については(B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については(A)+(B)-(E)、面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第20表)

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積	指定期間	備 考
平成24年度	延岡市浦城町	浦城	4 ha	10年	再指定
	延岡市北川町長井	長井	15	〃	〃
平成25年度	延岡市鹿小路町、差木野町	差木野	147	〃	〃
平成26年度	都城市吉尾町、乙房町他	沖水	560	〃	〃
	都城市高城町有水	観音瀬	40	〃	〃
平成27年度	西諸県郡高原町大字広原	温谷	114	〃	〃
平成28年度	延岡市北浦町古江	森山	410	〃	〃
合 計		7箇所	1,290		新規 (0ha) 再指定 (1,290ha)

② わな猟に伴う危険を予防するための区域

該当なし

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

現在、特定猟具使用制限区域は指定していないが、休猟区等解除後の区域については、狩猟者の集中して入猟すると予想され、人身に対する危険防止と狩猟の調整を図る必要が認められる場合は、市町村、狩猟者団体、警察署等と協議のうえ、必要に応じて当該区域を狩猟制限区域に指定するものとする。

なお、法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するよう努めるものとする。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画

該当なし

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

該当なし

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

現在、猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と連携し、積極的な取組を進めるものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

現在、指定猟法禁止区域については、県内において一ツ瀬川指定猟法禁止区域の1箇所のみとなっているが、その他の地域においても、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について、積極的な取組を進めるものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じる恐れのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている場合と同様の方針とする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付するものとする。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

本県では、中山間地域において、シカ・サル・イノシシの獣類が生息しており、近年、生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化していることから、本計画の対象鳥獣とする。

シカについては、これまで生息実態調査を実施し、この結果に基づきシカ保護管理計画を作成し、平成8年度からシカの個体数調整を講じてきた。平成12年度からはシカに係る特定鳥獣保護管理計画を作成し、総合的な対策を講じてきた。

また、サルについても、農林産物等の被害が増加しており、近年は住居への接近や児童生徒に対する威嚇など、人とサルとの軋轢が生じていることから、平成18年度からサルに係る特定鳥獣保護管理計画に基づき、地域個体群の維持、農林作物被害の軽減を図る対策を講じてきた。

さらに、イノシシについては、農林産物等の被害が甚大で農林家に深刻な打撃を与えており、このため、被害防除対策として、電気柵やトタン板柵等の設置を実施しているが、顕著な被害軽減につながらないことから、特定鳥獣保護管理計画を作成し、農林産物等の被害の軽減と、個体群の安定的維持を図るため対策を講じることとする。

今般、第1次鳥獣保護事業計画年度と合わせて、シカの第4期、サルの第3期及びイノシシの第2期に係る特定鳥獣保護管理計画を作成し、引き続き総合的な対策を講じるものとする。

また、シカ、サル、イノシシ以外の鳥獣については、生息実態や農林業作物への被害等を総合的に検討し、特定鳥獣保護管理計画の作成が必要と認められる場合は策定することとする。

(県における特定保護管理計画の策定)

(第21表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持	シカ	平成24年4月 ～ 平成29年3月	宮崎県全域	ニホンジカ適正管理計画との整合性を図る。
平成23年度	サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持	サル	平成24年4月 ～ 平成29年3月	宮崎県全域	
平成23年度	イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持	イノシシ	平成24年4月 ～ 平成29年3月	宮崎県全域	

2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて市町村は地域の状況に応じた実施に関するプロセスを具体化、明確化、細分化した実施計画を作成し、地域住民へ周知を図るものとする。

また、広域的な対応が必要なものについては、県若しくは該当市町村が共同で実施計画を作成するものとする。

鳥獣による被害への対策は捕獲のみの対応では不十分であることから、県、市町村及び関係諸機関で生息状況、被害状況に関する情報を共有して連携を図り、被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、地域ぐるみでの総合的な取組を推進するものとする。

(市町村における特定保護管理計画の策定)

(第22表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成24年度	シカによる農林産物等被害の軽減とシカ個体群の適正な維持	シカ	平成25年4月 ～ 平成29年3月	シカの捕獲促進地域に係る市町村	
平成24年度	サルによる農林産物等被害の軽減とサル個体群の適正な維持	サル	平成25年4月 ～ 平成29年3月	宮崎県全域	
平成24年度	イノシシによる農林産物等被害の軽減とイノシシ個体群の適正な維持	イノシシ	平成25年4月 ～ 平成29年3月	宮崎県全域	

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣行政を円滑に推進するため、保護上重要な鳥獣、狩猟鳥獣などの鳥獣の生息分布状況、実態を把握する。調査にあたっては既存資料を収集し有効な活用を図り、更に、アンケート調査、現地調査等を鳥獣保護員、野鳥の会、猟友会等の協力を得て行うものとする。

また、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効率的に集積し活用するためのシステムの整備及び活用を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、鳥獣保護対策のための諸施策を講じるための基礎資料とするものとする。

(2) 鳥獣生息分布等調査

この調査は、市町村を単位として、生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を調査するとともに、必要に応じて鳥獣の生態を調査するものとし、既存資料の整理・活用、アンケート調査・聞き取り調査、現地調査等により行い、その種類毎に鳥獣生息分布図の検討をするものとする。

なお、保護対策及び被害対策上重要な種については、随時検討するものとする。

鳥獣生息分布図の対象とする鳥獣の種類は、鳥類がメジロ、ヒバリ、ウグイス、ホオジロ、ニホンキジ、キジバト、コジュケイ、ウズラ、アカヤマドリ、ゴイサギ、カワウの11種類とし、獣類がイノシシ、シカ、サル、ノウサギ、タヌキの5種類とするものとする。

(第23表)

年度	資料収集調査	鳥獣生息分布図作成
平成24年度 ～ 平成28年度	既存資料の活用及びアンケート調査	鳥類 11種 獣類 5種

(3) 希少鳥獣等保護調査

この調査の対象とする鳥獣は、コアジサシ、カンムリウミスズメ、カラスバト、コシジロヤマドリ、クマタカ等の猛禽類、ブッポウソウ等とするものとする。

特定鳥獣等の生息状況の調査は、標準地を選定して実地調査を行う等により、数の増減傾向を明らかにすることにより行うものとする。

保護対策等を検討するための調査は、生息環境の調査、増減の傾向の把握及びその原因の調査並びに開発による影響に関する調査を実施することにより行うものとする。

各年度の調査は次のとおりとする。

(第24表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
コアジサシ フクロウ類	平成24年度 ～ 平成28年度	①調査目的 分布、個体数の現状、生息環境、生態等を把握するとともに生息環境の変化、開発による影響、個体数の増減の傾向、その原因を把握し、保護対策等を検討する。 ②調査種類 分布調査、生息環境調査、保護対策検討調査 ③調査方法 既存の資料をもとに標準地を設け、アンケート調査、聞き込み調査、現地調査等を実施する。	県下全域	5月から翌年2月まで
カンムリウミスズメ			門川町等	〃
カラスバト			南郷町、 門川町等	〃
クマタカ等の猛禽類 コシジロヤマドリ			県下全域	〃
ブッポウソウ ヤイロチョウ			〃	5月から7月まで

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

① 調査の概要

本県に渡来するこれらの鳥類について、その種別の個体数と越冬状況等を明らかにするための調査を行う。調査は、毎年1月中旬に実施するものとする。

② 実施計画

(第25表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
河口域及び池等渡来地	平成24年度 ～ 平成28年度	①調査の内容 種別に個体数等の調査を行うものとする。 ②調査方法 調査は、環境省「ガン・カモ科鳥類の生息調査実施要領」により1月に行うものとする。 調査員が複数の場合は、相互に協議のうえ、カウントの重複及び調査漏れを防止するものとする。 調査員には、鳥類の識別に堪能な者をあてるものとする。	

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理の方針を検討するため、新規指定候補地等における鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向及び被害等の調査を行うものとする。

また、鳥獣保護区等の指定効果を把握するため、経年的に生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域との鳥獣の生息数とを比較して行うものとする。調査地の選定は、第9次鳥獣保護事業計画の中で新たに指定された鳥獣保護区及び第10次鳥獣保護事業計画の中で区域拡張された鳥獣保護区等を中心に行うものとし、指定前との比較調査を実施するものとする。

(第26表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
耳川下流鳥獣保護区	平成24年度	① 設定・管理等調査 鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等の調査を行うものとする。 なお、調査は、ロードセンサス及び定点調査により行うものとする。 ② 設定効果測定調査 鳥獣保護区設定後に、経年的に鳥獣の生息数を調査するとともに、これに接する可猟地域に設けた調査地との鳥獣の生息数とを比較するものとする。 なお、調査は、既存資料の活用及び現地調査により行うものとする。	日向市
荒平山鳥獣保護区	～		宮崎市
高才原鳥獣保護区	平成28年度		三股町
計3箇所			

4 狩猟対策基礎調査

(1) 方針

本調査は、狩猟鳥獣の生息数を維持し、狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣の生息分布、生息概況、生息環境の変化及び捕獲状況を明らかにする調査、放鳥獣による効果を測定し、当該地区での定着状況を明らかにする調査及び狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、可猟地域への狩猟者の立入り頻度等についての調査を行うものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣について、標準地を選定し、生息数及び生息環境の変化を把握するとともに、狩猟鳥獣生息分布図を作成し、その分布区域との関連から生息数の増減傾向を明らかにするものとする。なお、個体群の動態を把握するため、アンケート調査を実施するものとする。

また、捕獲状況については、5 kmメッシュによる狩猟者からの捕獲報告により、その把握に努めるものとする。

(第27表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
鳥類 3種	平成24年度 ～	狩猟鳥獣生息状況 既存資料の活用及び標準地法によるほか、アンケート調査、聞き込み調査等により行うものとする。	狩猟期の直前 個体調査は3年毎に実施
獣類 2種	平成28年度	主な狩猟鳥獣の個体数調査増減傾向 同上	鳥類3種：キジ、カモ類、ウズラ 獣類2種：イノシシ、シカ

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥する個体に標識を付し、回収された標識から、放鳥した地域での定着割合、年齢、生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行うものとする。

(第28表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
ニホンキジ	平成24年度 ～ 平成28年度	1,600羽	足環	1,600羽	1. 標識鳥獣捕獲回収調査 2. 聞き込み及びアンケート調査 3. 現地調査	猟友会に協力依頼

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間中における出猟日数、狩猟者1人1日当たり狩猟面積、狩猟回数、捕獲場所、捕獲鳥獣の種類別数量、捕獲鳥獣の利用方法、販売される捕獲鳥獣の販売ルート、狩猟事故発生件数等について、主としてアンケート方式により実施するものとする。

(第29表)

対象種類	調査年度	調査方法・内容	備考
第1種銃猟免許狩猟者 (10%無作為抽出)	平成24年度 ～ 平成28年度	一狩猟期間における出猟日数、1人1日当たりの狩猟面積、狩猟回数、捕獲場所、捕獲鳥獣の種類別数量、利用方法、販売される鳥獣の販売ルート、狩猟事故発生件数について、主としてアンケート方式により行うものとする。	

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林作物等に被害を及ぼす鳥獣の被害防止対策の確立に資するため、主な有害鳥獣の生態、生息数等と被害発生との関連を明らかにするために調査を行うものとする。

(2) 調査の概要

本調査は、被害の発生状況、加害鳥獣の分布、密度、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境、被害防止技術の開発等について既存資料の分析、聞き込み調査、現地調査等により実施するものとする。

(第30表)

対象種類	調査年度	調査方法・内容	備考
イノシシ シカ サル カラス類 ドバト	平成24年度 ～ 平成28年度	生息分布、被害の状況、捕獲状況等を調査するものとする。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の設置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許取得及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の円滑な推進を図るものとする。

このため、出先機関の職員の充実と行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員の研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、司法警察員の制度を積極的に活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

(2) 設置計画

(第32表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
(本 庁) 環境森林部 自然環境課 自然保護担当	2人	2人	4人	2人	2人	4人	鳥獣保護関係 ・鳥獣保護の普及啓発、鳥獣保護員の採用、 鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定 狩猟関係 ・狩猟免許試験 ・狩猟取締り及び指導、狩猟団体の育成指導
(出 先)							鳥獣保護関係
西白杵支庁 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・鳥獣保護の普及啓発
東白杵農林振興局 林務課 林政担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査
児湯農林振興局 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・鳥獣捕獲許可、飼養登録
中部農林振興局 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・有害鳥獣の捕獲指導
西諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・その他鳥獣保護関係事業事務
北諸県農林振興局 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	狩猟関係
南那珂農林振興局 林務課 林政・普及担当	2人	2人	2人	2人	2人	2人	・狩猟免許試験の補助 ・狩猟講習会及び更新事務 ・狩猟者登録事務 ・狩猟取締り及び指導

(3) 研修計画

(第33表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生生物保護研修	国(環境省)	5月～6月	1回	全国	2人	野生生物保護、鳥獣関係司法警察員に関する研修	県職員
鳥獣行政担当者研修	県	5月～6月	2回	全県	20人	鳥獣行政、諸調査関係、野生鳥獣に関する研修	〃

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員については、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。

鳥獣保護員の配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して、各市町村に1人以上を配置するものとし、総数は69人とする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣保護員を対象として研修を行い、全員に所要の知識を取得させるものとする。

(2) 設置計画

(第34表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画							備考	
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	充足率(C/A)		
69人	69人	100%	69人	69人	69人	69人	69人	69人	69人	100%	任期は1年

(3) 年間活動計画

(第35表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区、休猟区等の管理	←						→						↔	随時
狩猟取締り・指導の実施								←				→		
一般住民及び狩猟者に対する野生鳥獣の愛護等の指導	←											→		
有害鳥獣の捕獲に関する指導	←						→						↔	
鳥獣保護思想の普及啓発	←											→		
鳥獣に関する諸調査		←										→		
法第75条第3項の規定による立入検査	←											→		

※表中「法」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」のこと。

(4) 研修計画

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
鳥獣保護員中央研修	本 庁	10月	1回	全 県	69人	鳥獣保護員に対し、法令、鳥獣保護に係る知識や普及啓発の方法、調査技術等を研修し、鳥獣保護行政の推進を図るものとする。	
鳥獣保護員ブロック研修	出 先	4~6月	1回	出先機関	69人	鳥獣保護施設の管理、狩猟取締り、愛鳥モデル校等の指導を主体に研修すると共に情報交換を行い、鳥獣保護行政の円滑化を図るものとする。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

狩猟者は、有害鳥獣の捕獲や鳥獣の個体数調整等の保護管理の重要な担い手であり、その確保は、大きな課題であることから、県民に対し、適正な狩猟と有害鳥獣の捕獲が農林業の振興に寄与していることなどの啓発に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第37表)

名 称	主 催	時 期	回 数	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
狩猟者等研修	県	夏 期	9回	ブロック	300	狩猟者や免許取得希望者に対し、法令や実技についての講義を実施し、狩猟技術やマナーの向上等を図るものとする。	猟友会へ委託

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟制度の周知、狩猟のイメージアップ等により、免許取得希望者の取得意欲の高揚を図るものとする。

狩猟者等研修における実技練習機会の提供等による狩猟技術の向上から、狩猟事故の防止を図るとともに狩猟意欲の高揚を図るものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

現在、県内に鳥獣保護センター等は設置されていないが、今後、傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的として、設置について検討するものとする。

なお、設置する鳥獣保護センター等には、野生鳥獣の救護施設、展示解説施設、資料室等とともに各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援のための機能を持たせるよう、併せて検討を行うものとする。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、狩猟期間中と鳥類の繁殖期が主体となるが、効果的な取締りを期するため、組織的一斉取締りに重点をおくとともに、一般県民や民間団体からの情報収集に努め、迅速かつ適正な取締りを年間を通して随時実施することにより、違法行為や事故の未然防止に努めるものとする。

なお、取締りに当たっては、警察官、市町村、鳥獣保護員と連携を図って行うものとし、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めるものとする。

① 取締りの重点事項

- 1) 保護鳥類（特にメジロ）の捕獲取締り（小売店を含む）-----平成24年度重点事項
- 2) 鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域の狩猟取締り-----平成25年度、28年度重点事項
- 3) 制限外捕獲に対する取締り-----平成24～28年度重点事項
- 4) 狩猟者記章の着用等の取締り
（網、わなの標識添付を主体に実施する）-----平成24～28年度重点事項

② 緊急取締り時の動員体制について

- 1) 取締りに必要な機動力（鳥獣パトロールカー）を整備する。
- 2) 通報、連絡体制を整備する（指示、命令系統の確立）。

(2) 取締り方法等

- ① 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。
 なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
- ② 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養されるメジロをはじめとする鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うものとする。
- ③ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ④ 鳥獣の輸入業者、飼養関係者、加工業者、食品関連業者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。
- ⑤ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うものとする。
- ⑥ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当者職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
- ⑦ 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟犬の管理をはじめ狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、県内の猟友会等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
- ⑧ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的ナカク乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。
- ⑨ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努めるものとする。

(3) 年間計画

(第38表)

事 項	実 施 時 期												備 考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥類の捕獲取締り	←		→									←		→		
鳥獣保護区等の狩猟取締り									←		→					
制限外捕獲に対する取締り									←		→					
狩猟者記章の着用等の取締り									←		→					

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のための必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護事業は、地域それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施している。

しかしながら、鳥獣保護区、休猟区の指定等については、有害鳥獣による農林産物等の被害が著しいことを理由に地元住民等の理解が得にくく、適正な鳥獣保護管理に支障をきたしている状況であるので、地元住民等の不安材料を取り除き、人と鳥獣の共存が図られるよう努めるものとする。

また、鳥獣保護員については、狩猟取締や鳥獣保護区の管理等を主な活動としていたが、これからは、鳥獣保護管理に関する助言・指導等、又は、鳥獣保護区における環境教育の更なる推進にも努めるものとする。

狩猟については、狩猟者の高齢化及び狩猟離れが著しいことから、初心者を対象とした狩猟免許講習会などにより新規狩猟者の確保を図るとともに、今後、狩猟の意義を社会が共有し、狩猟者が鳥獣保護管理計画の担い手として社会から信頼を得て、狩猟者に対する社会的地位の向上が図られるよう努めるものとする。

2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取り扱い

本県は、南北に縦長の地形を呈しているが、東側は日向灘を望む海岸線が広がり鳥類の繁殖地及び有数な渡来地が数多く存在し、西側は九州脊梁地を後背地とする中山間地域で、多種多様な数多くの鳥獣類が生息している。

しかしながら、近年においてはイノシシ、シカ、サル等の獣類の生息数の増加や分布域の拡大により、中山間地域の農林業被害のみならず、東側平野部一体の農耕地での被害も高い水準で推移している状況であり、県下全域において農林産物への被害が深刻化している現状を踏まえ、農林業被害の軽減と個体群の適正な保護管理を図るため、狩猟による捕獲を活用しつつ、本県全体としての特定鳥獣保護管理計画を定め、被害の防止及び地域個体群の存続を努めるものとする。

3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や生息環境等の状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

4 入猟者承認制度に関する事項

地域個体群の対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合は、区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限し、その捕獲に当たっては、あらかじめ承認を受けることとし地域個体群の存続を図るものとする。

5 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 傷病鳥獣の保護体制については、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、ボランティア等との連携を図りながら、救護活動に対するネットワーク体制の整備を推進し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努めるものとする。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣の選定等を検討する。
なお、その際には、関係機関や団体との協議及び地域の合意形成を図り、併せて住民への普及啓発に努めるものとする。
- ③ リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等積極的な取組を推進するものとする。
- ④ 必要に応じて傷病鳥獣の発生原因を究明し、予防措置を講じるよう努めるものとする。
- ⑤ 絶滅のおそれのある鳥獣については、関係機関及び団体等とも連携し、県内における救護体制を整備し、主導的に救護を実施するよう検討を行うものとする。
- ⑥ 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図るよう努めるものとする。
また、併せて関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することがないように、県民に対し周知徹底を図るものとする。
- ⑧ 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、必要に応じて対策を講じるよう努めるものとする。

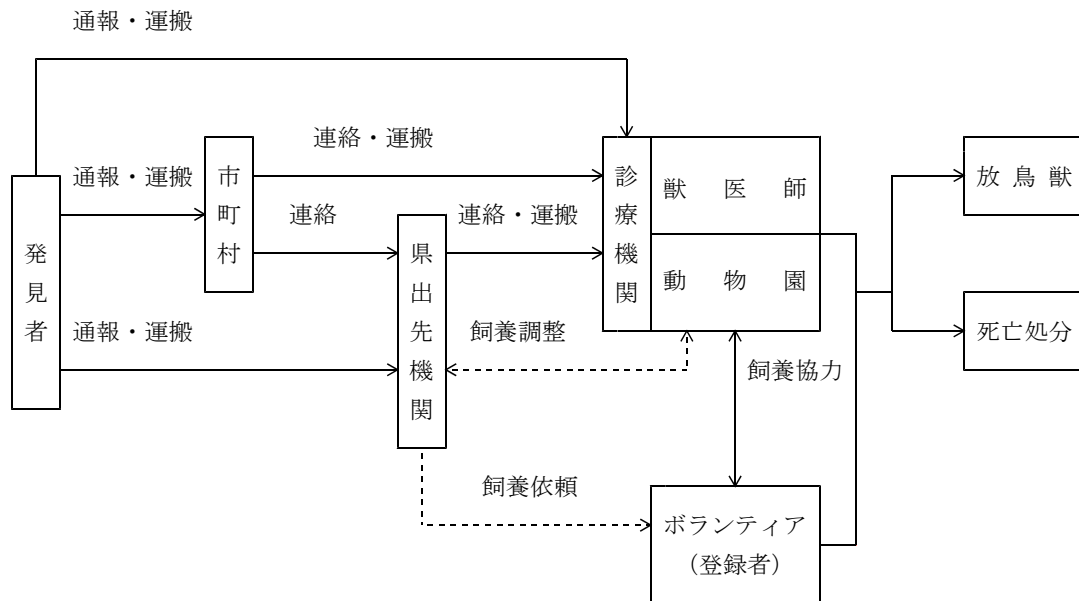
(2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは、以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ必要な手続を行うものとする。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に関するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行うものとする。野生復帰が困難な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行うものとする。
なお、これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討するものとする。
- ③ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。

- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の実情に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドライン等の作成を検討し、これを踏まえて適切に対応するよう努めるものとする。
- ⑤ 収容すべき鳥獣として選定した傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用し、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行うよう努めるものとする。
- なお、本県における傷病鳥獣の救護体制については以下のとおりとする。

(傷病鳥獣保護の流れ)



(3) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行える体制の整備を図るとともに、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（昭和25年法律第247号）等の関係法令の規定に従い、適切に対処するものとする。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意するものとする。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農政水産部と調整し、適切な対応を行うものとする。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し、衛生管理等に関する研修等を行うよう検討するものとする。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する

6 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

その際には、以下の点を重点的に普及啓発を図るものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。なお、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第39表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
餌付け防止の普及啓発														広報	県民	
観光事業者等の普及啓発														広報	事業者等	
不適切管理の普及啓発														広報 巡回	県民 農林業者	

7 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づくサーベイランスを実施しており、平成22年度には本県においても7例の死亡野鳥での発生が確認されたところである。

た、同年度には口蹄疫が発生し、口蹄疫に感染し得るシカ、イノシシ等の管理についても課題とされたところである。

このような、野生鳥獣が感染又は伝搬し得る感染症については、希少鳥獣をはじめとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局と連携し、鳥獣における発生状況等に関する情報収集に努め、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等の実施を検討するものとする。

また、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見をもって、県民等に対して、野生鳥獣が感染し、人、家畜等に伝搬する可能性のある感染症についての適切な理解を促し、社会的不安の発生を予防するとともに公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局に野鳥の生態等に関する情報を提供することにより、人における感染症の発生予防に資するものとする。

なお、その際には、感染症が発生した場合に備えて、各関係機関との連絡体制を整備しておくとともに、以下の点に留意するものとする。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウィルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局と連携しつつ適切な対応に努めるものとする。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥の関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供を適切に実施する。さらに野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

- (2) その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努めるものとする。

8 普及啓発

- (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護管理についての普及啓発を効果的に推進するためには、若い世代を中心とした鳥獣保護思想の啓発が重要であるため、学校教育の中で実践できるよう、市町村、小中高等学校、関係民間団体等との連携・協力のもと、愛鳥週間を中心に愛鳥ポスター、書道等の作品の募集、野鳥教室の実施、野鳥の好む実のなる木、印刷物、参考図書の配布等を積極的に実施するとともに、併せて、広く県民の鳥獣に対する認識を深めるため、募集した作品を利用した愛鳥作品展の実施や探鳥会等の行事を開催するなど、鳥獣保護思想の高揚を図る取組の実施に努めるものとする。

なお、普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることにも理解を求めるよう努めるものとする。

また、傷病鳥獣の保護については、獣医師会、動物園等との連携により、機動的に保護収容及び介護を行うとともに、傷病鳥獣の保護への取り組みを鳥獣保護思想の普及啓発に効果的に活用していく体制を整備するよう努めるものとする。

② 事業の年間計画

(第40表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
野鳥教室		↔			↔			↔		↔			年4回開催	
実のなる木配布	←	→										←	→	愛鳥モデル校、公共施設広場、県主催行事等
愛鳥週間(5/10~16)行事		←	→											愛鳥作品コンクール実施
探鳥会(野鳥の会主催)	←												→	野鳥の会が、県内各地で通年実施

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第41表)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛鳥週間行事	ポスター配布 1,000枚 野鳥教室(年4回) 400名 愛鳥作品コンクール 10,000点	ポスター配布 1,000枚 野鳥教室(年4回) 400名 愛鳥作品コンクール 10,000点	ポスター配布 1,000枚 野鳥教室(年4回) 400名 愛鳥作品コンクール 10,000点

平成27年度	平成28年度
ポスター配布 1,000枚 野鳥教室(年4回) 400名 愛鳥作品コンクール 10,000点	ポスター配布 1,000枚 野鳥教室(年4回) 400名 愛鳥作品コンクール 10,000点

(2) 野鳥の森等の整備

昭和48年に設置された国設御池野鳥の森は、霧島山麓に位置し、御池を囲む自然林が野鳥にとってすぐれた生息環境を形成している。また、管理棟をはじめ東屋、観察路、案内板、給水給餌施設、巣箱など野鳥保護増殖及び観察のための施設が設けられており、探鳥会、青少年の研修の場として利用されるほか県民の憩いの場としても訪れる人が多い。

このため、県は遊歩道等施設の維持管理及び利用者へ野鳥愛護思想の普及等を図るものとする。

(第42表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
御池野鳥の森	昭和48年度	西諸県郡高原町	115ha	管理歩道 給水給餌施設 他		・野鳥の観察 ・野鳥とのふれあいの場の創出	遊歩道等の管理(委託)

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

鳥獣保護思想の普及と実践活動の一環として、市町村単位に愛鳥モデル校を指定するものとする。

モデル校の指定に当たっては、市町村並びに県教育委員会と協議して、指定予定校の意見を尊重するものとする。

② 指定期間

原則として5年間とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、鳥獣に関する図書、実のなる木の配布のほか、スライド、展示品等の貸与を行う。また、愛鳥週間の行事等についても巡回指導計画に基づき、県職員又は鳥獣保護員等により野鳥観察の方法、巣箱や給餌施設の架設、傷病鳥獣の保護等について指導助言を行うものとする。

また、身近な鳥獣生息地の保護区については、実践活動の場として愛鳥思想の啓発のため、積極的な活用を図るものとする。

④ 指定計画

(第43表)

行 事	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			備 考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小 学 校		37	37	37	3	40	40	2	42	42		42	42		42	
中 学 校		6	6	6	1	7	7	1	8	8		8	8		8	
その他の学校		1	1	1		1	1		1	1		1	1		1	
計		44	44	44	4	48	48	3	51	51		51	51		51	

(4) 法令の普及徹底

① 方 針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制及び法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に基づく本法の適用除外事項及び特に県民に関係のある事項については、県・市町村広報紙、ポスター、パンフレット、報道、標識の設置等により、その周知徹底を図るものとする。

② 年間計画

(第44表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対 象 者	備 考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
捕獲規制等		←→							←	→				広 報	県 民		
飼養規制 の普及啓発		←→															
その他の事項	←																